

第76号議案

乙訓環境衛生組合規約の変更について

乙訓環境衛生組合規約の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和3年11月26日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

乙訓環境衛生組合会計管理者の規定に係る規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

乙訓環境衛生組合理約の一部を改正する規約

乙訓環境衛生組合理約（昭和39年京都府指令9地第508号許可）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(執行機関の選任)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条第2項の会計管理者は、管理者の属する関係市町の会計管理者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>前条第3項の職員は、管理者が任免する。</u></p>	<p>(執行機関の選任)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条第2項の会計管理者及び前条第3項の職員は、管理者が任免する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。